

○議長 横尾 武志君

10 番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

おはようございます。10 番、川上です。一般質問いたします。

まず初めに、安倍政権の教育委員会改革について伺います。

自民・公明の与党などは、政治勢力が教育を支配できるようにする教育委員会改革法案を衆院文部科学委員会で賛成多数で可決しました。教育委員会の独立性を奪い侵略戦争美化の「愛国心」教育や異常な競争主義を押し付ける法案の危険性が浮き彫りになるだけではなく、下村文科相が答弁の訂正・撤回を連発し改革法案の欠陥ぶりも明らかになっています。改革案は憲法に則して教育の自主性を守るためにつくられた教育委員会制度の根幹を改変し、国や首長の政治権力による教育支配を歯止めなしに拡大しようという極めて危険な内容だと考えています。

その第一に改革案は、首長に教育行政全体についての大綱的な方針を定める権限を与えると共に、これまで教育委員会の権限とされてきた公立学校の設置・廃止、教職員定数、教職員の人員・懲戒の方針など、教育行政の中心的内容を首長に与えるとしています。これでは教育委員会は、首長の下請機関となり、首長がその気になればどこまでも政治介入ができるということになってしまいます。

第二に改革案は、教育長について、首長が直接任命・罷免するとしています。現行法では、教育長は教育委員会が任命し罷免もできますが、この仕組みを変え、教育長を首長の直属の部下にしようというものです。

第三に改革案は、文部科学大臣の教育委員会に対する是正要求等の権限を強化します。現行法では教育権の侵害が明確な場合でしか是正要求が出せないとされていますが、改革案ではそれ以外の場合でも是正要求が出せるとしています。安倍政権が当初狙っていた教育委員会廃止論は、教育関係者などからの強い批判もあって採用できませんでした。

しかし、自民党改革案は、教育委員会から実質的権限を奪い、それを形骸化させるものにほかなりません。それは 1976 年の最高裁学力テスト問題の判決に示された、教育内容に対する権力的介入は抑制的であるべきとする日本国憲法の要請を踏みにじり、教育への無制限の権力的介入・支配の道を開くものとなっています。こうした内容が具体化されれば、首長が変わるたびに、その一存で教育現場が振り回されるという混乱が起こり、教育の独立性、中立性を損ない、子供たちがその最大の被害者となり、戦前のように歴史を反対に戻す教育の復活のおそれがあると危惧しているところです。

そこで伺います。現行制度における問題点の有無も含めて、こうした安倍政権が進める教育委員会制度改革に対しての教育長並びに町長の見解を伺います。

平成 26 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

以上が第 1 回目の質問です。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。

町長。

○町長 波多野茂丸君

まず、川上議員の質問に私のほうから答弁させていただきます。

川上議員が教育委員会制度に関する法案の見解についてということでございますが、議員もこのことは承知の上でこのことを質問されていると思われませんが、この法案は 5 月 20 日の日に衆議院で可決されたわけでございます。今現在、参議院のほうに回っているわけでございます。先日、二、三日前の新聞では参議院の文教科学委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の審査に資するためということで、愛知県それと静岡県に委員を派遣されております。その愛知県、静岡県で公聴会を開き、有識者、例えば愛知県であれば東海市の市長、県の教育委員長、県の教育委員会、静岡では県知事及び関係者等々で参議院で。今参議院の中で審議が行われているというのがこれが事実であるわけでありまして。しかしながら、衆議院で通っておりますので、多分どのような修正があるかどうかは定かではありませんが、今、この時点で、見解というのは少し、ちょっと無理があるのではないかと考えております。

これが決まるといたしましても、文科省の省令、それから中身のいわゆる規則等、いろいろなことが扱われます。そして県のほうにおりてくるわけでありまして。県は県でまたいろいろ県の方針等々を出されることだと思います。そういうことで、今見解については差し控えさせていただきます。と思っております。

なお、川上議員がいろいろご心配されておられると思っておりますが、この教育についてはある部分川上議員の言われることについては、同感する部分もあるわけでありまして。われわれ行政を預かるものとして、いつも言うておりますように、「芦屋の子供は芦屋で育てる」というひとつの大きな柱を持って臨んでおるわけでございます。教育委員会と共にこれまで同様、よりよい教育を目指して尽くしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

川上議員の質問にお答えをいたします。

今、町長のご答弁ございましたけれども、まあそこと類似することもあるかと思いますが、今回の教育委員会制度改革の直接の引き金は、大津市の中学生がいじめにより自殺、それに対す

平成 26 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

る大津市教育委員会の対応のまずさ、遅さ、そのことが引き金になったと私たちは認識をしております。従来から、教育委員会の活性化という観点からですね、いろいろ議論はされておりました。例えば、責任の所在が不明確ではないか。それだとか会議が形骸化しているのではないかと。それから決定が遅いのではないかと。それから教育委員が名誉職化している。このような観点から教育委員会の活性化という観点でこういう議論はなされていましたが、芦屋町においてはこれまでの教育委員会制度における教育委員会の運営に問題なかったと私は受け止めています。

新しい教育委員会制度が施行される、今のところ 27 年の 4 月からとなっておる、国会でなっていますが、そこでまだまだ、今、町長おっしゃいましたように参議院等細かな議論がなされていると思いますけれども、その議論を踏まえて新しい教育委員会制度を十分に研究して、その趣旨が芦屋町の教育の質の向上に生かされて、そして町民の期待に応える教育が推進されるように努めて参りたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

今、国会で審議中であるので明確な答弁は避けたいという町長のくだけりでしたが、私が聞いたのは確かに国会で論議されて、そして恐らく、国会の力関係で言えば、法案が通るという可能性が強いんでしょうが、私が一番聞きたいのはですね、教育の自主性、そして、独立性、中立性、これはやっぱりいかなるときでも守らなければいけないんじゃないかと、そういったことです。

町長も今まで芦屋町の教育行政を引き続き行いたいというふうに言われましたし、教育長も芦屋町の教育行政については今まで大きな問題がなかったというふうに言われましたし、その後、その質の向上や町民の期待に応える教育をやりたいという、そういった内容だったと思います。

それで、そもそもこの中立性、独立性の問題に関しては、その教育委員会制度は、戦前ですね、お国のために血を流せと子供たちに教えた戦前の中央集権型の軍国主義教育の反省の上に立って、中央教育行政は学問の自由や、教育を受ける権利など、基本的人権の保障、地方自治の原則にのっとり、国や行政機関から独立し、国民に直接責任を負って行われる行政の教育委員会制度と改変していったわけです。私は今、国民の中には二つの注目する動向があるというふうに思っています。

まずそれは第一に、最近の朝日新聞の調査結果ですが、「首長の政治的な考えが教育行政に反映される仕組みは望ましいか」との問いに対して 6 割の方が「望ましくない」というふうに答えています。つまり、首長の政治的な考え方で教育が左右されるのは嫌だということです。これは

橋下大阪市長などの露骨な教育委員会への介入、こういったものが典型的なものだと思います。橋下市長が無理やり進めた民間人校長採用は、11 人の内 6 人がセクハラをおこして、2 人が既に辞めております。こうした首長の政治的な考えで教育がくるくる変わり、学校現場が振り回される。こういったことの最大の被害者は子供たちだというふうに私は考えます。

もう一つの傾向としては、これと反対に「首長は行政にもっとかかわるべきだ」とこういった声もあります。これはやはり、住民の代表である首長が教育に物を言うのは尊重されるべきだということは私も思っています。

しかし、教育現場を萎縮させるような政治的圧力かけるような言動は、子供のためならず、すべきではないと考えます。首長には教育の自主性に配慮しつつ、教育委員会と率直な意見交換を行い、教育予算の確保をはじめ積極的な役割を果たすことが求められていると考えます。そして最後に判断していくのが教育委員会ということで、政治と教育の一定の距離感が大切であるというふうに思っております。

それと第二は、先ほど教育長が言われました、大津のいじめ事件をはじめとする、この間のいじめ事件の教育委員会への隠蔽体制への怒りが強いという問題です。教育に関する行政と教育委員会は子供の命を守るために全力を挙げて行動してほしいという、こういった国民のあらわれでないかと思っています。それが組織防衛のために隠蔽に回るといふ、こういったことになると、これは最低な対応だというふうに思います。

こういった教育委員会ですね、対応の原因というのはどこにあるのかというと、私はこの教育委員会制度の理念が捻じ曲げられた結果だと思っています。現行の教育委員会制度は、1948 年、教育の自主性を守るために発足しました。

住民の代表からの数人からなる教育委員に決定権を持たせて、そして首長ら一般政治家から独立させるということを行いました。しかしこれは、1956 年の自民政権が制度を改変して大きく変えられてしまいます。地方自治に反して、文科大臣の告示、学習指導要領等の通知どおりに事務局が動くようにしたというのがこれまで経過だというように考えます。こういった中で教育委員の会議の形骸化も進み、多くの教育委員会の対応は、閉鎖的で官僚的になっていったのではないかというこういったことも言われています。いじめ自殺に機能不全の教育委員会と事務局というのはですね、こういった形で作られていったのではないかと考えます。

しかし、それでもなお最後の砦として残されているのが首長に対する独立した権限というのが今教育委員会にあります。これは子供の未来にとっても、日本社会にとっても教育委員会の独立性は守るべきだと私は考えております。教育長、町長の答弁では、明確な答弁はありませんでしたが、今後もやっぱり今までの教育行政を引き続き行いたいとそういった内容であったというように思いますので、こういった方向だと思います。そして最後にですね、教育長に伺います。

平成 26 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

先の朝日新聞の調査結果で「政治家が学校の学習内容を歪めることに」75%が「一定の歯止めが必要」だというように答えています。

政治が教育に果たす責任は、条件整備などによって教育の営みを支えることだと私は思います。教育は、子供の成長・発達のための文化的な営みです。何をどう教えるかは、関係する学問や教育学に基づく必要があります。政治が教育内容に介入し、歪めるようなことは絶対に行ってはいけないことだと思います。

政治と教育との関係について私はやはり「政治が一番やるべきことは教育条件の整備」「絶対にやってはならないものは教育内容への介入・支配」だと思いますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

おっしゃいますように、今回一番危惧するのは教育の中立性だとか、公平性だとか、継続性、このあたりをやっぱりみなさん心配をされています。私たちもそうだと思います。政治と教育という今回新しい、仮に教育委員会制度が成立いたしますと、総合教育会議というのができてですね、この教育の内容なり、教育をどうやっていくかという方針につきましては、教育委員会と一緒に協議をやりましょうということでございまして、従いまして、その中でいろいろ議論をしていくと。

今回の場合も教育委員会は執行機関として残りますので、そのあたりは、最終的には首長部局と教育委員会の執行機関ということで生かしていきたいと。しかしながら、首長と普段から連携をとりながら、お互いに意思の疎通を図ることがですね、芦屋の子供達にとって一番望ましいことであろうと。その中で、地域の方が教育委員会は、教育委員は、地域のいろいろな教育ニーズを教育委員会の中に、いかに生かしていくかというのが大きな使命の一つのございますから、5名の教育委員がそれぞれ地域のニーズをよく捉えて、その総合教育会議の中でも話をする。そのことでどういう教育をするのがいいのかということで、首長部局の理解を求めていくと。そういうことで中立性なり、公平性なり、継続性なりは、私は保たれると。そういう関係をつくっていききたいと。このように思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

中立性や、公平性、継続性をですね、やっぱり、これは必ず守らなければいけないという討論

平成 26 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

だったと思います。最後にですね、今後とも教育委員会の形骸化と言われたいような、町教育委員会の改革に取り組んでいただくことを要望いたしまして、この質問を終わります。

続きまして、子ども子育て支援制度について伺います。

子ども子育て・支援法が制定されて遅くとも 2014 年の 9 月議会までに基準を定めた条例を制定することを呼びかけています。そこで芦屋町学童クラブについて質問します。学童クラブは、共働き、一人親家庭の小学生が平日の放課後及び土曜日や夏休み等の学校休業日は、朝から一日の生活を送り、毎日の生活の場として利用している施設です。子供たちが毎日の放課後を安心して生活できることで、共働き、一人親家庭等の保護者が安心して働くことができる施設です。共働き家庭などの増加の中で、ますます必要性は高まっています。

国は 2012 年 8 月に成立した子ども・子育て三法によって、放課後児童クラブは 6 年生まで利用できる対象を引き上げる、放課後児童クラブの基準を国も市町村も省令・条例で定める、事業計画に基づき計画的に整備を図る、市町村に実施責任のある事業とする、指導員の待遇の改善、人材確保を図るなどが決められました。

そこでお伺いいたします。条例の進捗状況と学童クラブの現在の状況について伺います。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長

○健康・こども課長 木本 拓也君

まず、川上議員の質問に、現在の進捗状況についてお答えいたします。

平成 26 年 4 月 30 日に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が、厚生労働省より公布されました。現在この内容は厚生労働省のホームページで一般に公開されているものでございます。

この基準に従う形で、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案を 9 月議会において上程する予定でございます。

続きまして、芦屋町の学童クラブの現状につきまして、お答えいたします。芦屋町の学童保育クラブは、芦屋町学童クラブ設置条例に基づき、芦屋の町立小学校に就学している児童で、放課後や学校休業日に開設をしております。現在学童クラブは 3 箇所、それぞれ小学校区ごとに設置しております。学童クラブの開設時間でございますが、全ての学童クラブで、通常時は下校時から午後 6 時まで。学校休業日は、午前 7 時 30 分から午後 6 時まででございます。入会対象者は芦屋町の町立小学校に在籍する児童でございまして、保護者が就労し、かつほかに監護する者がいない家庭の児童など、これまでは主に低学年の児童を中心に受け入れてまいりましたが、平成 25 年度より全学年の児童を受け入れるようにしております。

各学童クラブごとの内容でございますが、芦屋小学童クラブの定員はおおむね 50 名、利用登

平成 26 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

録者は 38 名で、現在、校舎の空き教室を保育スペースとして使用しております。

芦屋東学童クラブの定員はおおむね 50 名。利用登録者は 47 名。子育て支援センターのたんぼの一部を保育スペースとして使用しております。

山鹿小の学童クラブの定員はおおむね 90 名。現在の利用登録者数は 97 名で山鹿小学校敷地内の専用施設を使用しております。なお、利用登録者数につきましては、平成 26 年 6 月 5 日時点のものでございます。

続いて、学童クラブの職員体制につきましてご説明いたします。各学童クラブに指導員を 1 名ずつ配置しております。また、芦屋小学童クラブ及び芦屋東小学童クラブには専任の補助員を 2 名ずつ、二学童を兼任する補助員を 1 名配置しております。山鹿小学童クラブには専任の補助員を 4 名配置しております。また、夏休み期間中には臨時的に補助員を各学童クラブに 1 名増員をしております。また、各学童クラブには学童クラブ職員、健康・こども課の職員及び保護者の代表者で組織する保護者会がありまして、その保護者会と連携して学童クラブ育成事業を進めております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

条例にむけてはですね、9 月議会に向けて制定しているということで、年齢については撤廃した方向でですね、26 年から全小学生を対象としているということでした。それで、この小学校 6 年までに拡大するということは、今まで以上にですね、学童クラブを利用したいという児童がふえるんじゃないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長

○健康・こども課長 木本 拓也君

小学校 6 年生まで、25 年度から受け入れの範囲を拡大しておりますけれども、芦屋町においては、全日保育という制度と 15 日以下の保育、親御さんのお仕事の都合により、二種類の受け入れ態勢を整えております。そういった中での現状を申しますと、定員オーバーして、保育に支障がでているという認識はしておりません。また、今の芦屋町の未就学児の人口統計を見てみますと、今後、人口は減る方向になってきておりますので、今時点で、ちょっと問題を抱えているというふうには認識しておりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

国のこの設備及び運営に関わる条例に関する基準案というのが出ておりますが、これによりますとですね、専用区の面積は児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上となっておりますが、現在の状況は、これをクリアしているのかどうか。教室自体がやっぱり狭いとそういった状況があるんじゃないかと、そういったことを懸念しますが、どうでしょうか、その点は。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長

○健康・こども課長 木本 拓也君

一人当たりの基準面積は1.65平米でございますけれども、現状の運用の中では支障がないというふうに認識いたしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

一応ですね、この1.65はクリアしているかもわかりませんが、ただ、その保護者のほうから、また、指導員のほうから見れば、この1.65の基準自体がやっぱりその低いんではないかということがあります。この面積については、参酌ということで、国の基準を見習うということで、一定の町の裁量ができるということになっております。そういった点では、この1.65平米よりもさらにやっぱり実態としてもっと広げることが必要だと思いますが、その点も運営していく中で、ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、同じく関する基準の5の設備の基準の中でですね、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画、以下専用区画の支援の提供に必要な設備及び備品等の設置ということがなっております。これは例えば、くつろぐ場所とか、また気分が悪くなったときに使用できる部屋、こういったことも確保することが必要になってますが、その点は、三つの学童クラブは基準は満たしているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長

○健康・こども課長 木本 拓也君

三学童ともに、専用の救護室等は設けておりません。ただし、設置基準の中では専用の部屋ということではなくて、保育室の一部を仕切ることによって使う事も、やぶさかでないというように記載されているという認識しておりますので、急病人等が発生した場合はですね、保育室のス

平成 26 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

ペースをそういうふうにし切りまして、指導員もしくは補助員が、つくど。その間に保護者の方に連絡して、早めにお迎えに来ていただくような対応をとっているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは2015年までの施設整備の考え方について伺います。この間は、山鹿小学校には独自の山鹿小学校内に学童クラブの施設が建てられていますし、芦屋東小学校は子育て支援センター内に移しているということでありますが、芦屋小学校は、小学校内の空き教室を利用しているという現状ですが、こういった点では芦屋小学校の学童クラブの教室の確保、建てかえ、それはどういったふうにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長

○健康・こども課長 木本 拓也君

厚生労働省が公布をした放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準というものを現状に照らし合わせてみますと、今のところ、現行の運営に支障は出ないというふうに考えているところです。ただし、今後、施設の基準等を見ていく中で問題が発生するものがあれば、順次体制を整えていきたいというふうに考えております。

あと、山鹿小の学童クラブにつきましては、夏場において利用者が一時的にふえるような状況になりますので、そういった場合は隣接する山鹿公民館や、山鹿小学校の体育館などを一時的にお借りして、運営をしているという対応もさせていただいております。ただ、今後の児童の、児童数の状況を考えたときに、施設の拡張等を行いますと、その後の運営コスト等にも影響がでるのではないかとというふうに懸念されておりますので、当面の間はそういった既存施設をお借りするような対応で、考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それではですね、先ほども言った、この基準の中ではですね、この定数、構成する児童の数というのを一応40人以下とされております。山鹿小学校については、これは90人というふうになっておりますが、これはその国の基準をクリアするという点では40人と90人という点では、どう対応してクリアされるのか、その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長

○健康・こども課長 木本 拓也君

ただいま、川上議員ご指摘のとおり、山鹿小の定数は 90 名。おおむね 90 名。登録者数 97 名というところでの運用でございますので、ちょっと大き目の大規模な運営をしているというように言わざるを得ないというように考えておりますが、今後指導員においてはその基準に従うように人数を多く配置をしておりますので、運用の中でクリアできているのではないかと認識しておりますが、この辺につきましては、いろいろご意見がございますので、保護者の皆さんや、各方面の方からの意見を伺いながら、今後の学童クラブの運営については考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

指導員の配置についてはですね、この基準の中でも示されてますが、この基準の中で示されている数値自体がやっぱり大変低いという状況があります。それで今課長が言われたようにですね、本当に児童の状況を考えて指導員をやっぱり国の基準以上にですね、配置することもこれは町独自でできますので、そういった点を踏まえて、やっていただきたいと思います。この条例化を進める中、またその今後ですね、支援事業計画をつくらなければいけないということになっておると思います。そういった中でこういったことをする中では、やはり保護者の意見を入れることが必要だと思いますが、この学童クラブについてのアンケート、またはニーズ調査はとったのか。また、今後とる考え方があるのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長

○健康・こども課長 木本 拓也君

学童クラブのということにはならないかもしれませんが、現在、子ども・子育て会議を主催しておりまして、その中でニーズ調査というのを行っております。その中には、学童クラブ、放課後児童育成事業に関する項目もございまして、その辺のニーズ調査を行っているものでございます。ただ、現実の運営につきましては今後も保護者の皆さんに普段の指導員、補助員との対話の中で、もしくはまたアンケート等でご意見等伺いながら、運営を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは東小学校について伺います。東小学校の学童クラブは、子育て支援センターの中にあ
りますが、この子育て支援センターは指定管理制度になって、町の運営ではなくなっています。
そういった中に町の運営する児童クラブが入っているということになりますが、そういった点で
この児童クラブとの関係については問題がないのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長

○健康・こども課長 木本 拓也君

子育て支援センターにつきましては本年4月より、指定管理制度を導入しているところでござ
いますけれども、管理区画等につきましては、一応学童クラブと分けて運営しておりますので、
現状運用上支障ないと認識しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

芦屋町ではこの間ですね、指定管理制度の導入を進めていますが、安定性や継続性が求められ
る子供たちの施設にはなじまない。2010年12月に総務省は指定管理者制度になじまない施
設は導入しないように適切な対処を求める通知が出されていますが、芦屋東小学校の学童クラブ
については、指定管理者にすべきではないと私は考えていますが、町の考えはいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長

○健康・こども課長 木本 拓也君

現時点におきましては、学童クラブの運営を指定管理等へ移行するという考えはありません。
ただ、全国学童保育連絡協議会のまとめによりますと、公立、公営の学童施設そのものは減少し
つつ、地域の運営委員会や、保護者等で作ったNPO法人が運営する学童クラブが増えている
というも認識しております。この近辺では、宗像市では民間企業による指定管理、岡垣町では
NPO法人への指定管理、遠賀町では地元の学校長や自治区長、保護者の代表などで作る運営
委員会へ委託するなど、運営形態が多様化しているというも現状でございます。このような状
況の中で子育て支援、子供・子育て支援、子供と子育ての両立支援のひとつの方法として、「芦
屋の子は芦屋で育てる」という理念のもとで、これからの学童保育事業について、様々な方から

平成 26 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

のご意見を伺いながら進めて参りたいと考えておりますが、今のところ直営でいくように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

「芦屋の子は芦屋で育てる」という点ではですね、やはり町が責任を持って子供の育成をしなければいけないということで、ぜひ将来的にも町の公的な学童クラブで、行うべきだと思います。

それでは次に3点目の指導員については資格を持つことが必要になりますが、指導員の研修はどうされるのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長

○健康・こども課長 木本 拓也君

指導員の研修状況についてお答えします。

平成25年度における学童クラブの指導員および補助員の研修といたしましては、県の学童保育連絡協議会が主催する全国学童保育指導員学校の九州会場へ指導員1名、補助員2名、放課後児童指導員等研修会へ指導員を1名、補助員を2名参加しております。このほか、遠賀郡内で学童保育指導員会を組織しておりまして、その中での学習会等にも参加させております。

なお、内部の研修といたしましては、役場内で三学童の指導員による合同の指導員会議及び各学童でのミーティングを毎月定期的で開催しながら、学童保育の質の向上や、スタッフのスキルアップを図っているところでございます。

前述の厚生労働省が定めた設置基準によりますと、指導員は、保育士、教員免許などの有資格者で都道府県知事が行う研修を終了した者ではないという旨が定められております。研修を修了した者の部分につきましては、平成32年3月までの経過措置がございますので、今後県からの研修開催等の通知があれば、順次参加させていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

指導員は、この仕事については絶えず本当に自らの保育を繰り返し検証し、そして、子供と保護者に対する理解を深めながら展開していく専門性の高い仕事であります。児童からすれば、どの指導員も先生と呼ばれる存在です。

国の基準案では職員の秘密の漏洩の禁止が盛り込まれ、非常災害対策、衛生管理、苦情への対応、事故発生時の対応など、責任の強化が本当に図られてきています。そういった点では、研修を十分に行い、質の高い指導員を育てることが必要だと思います。

今度の 6 月 1 日付の広報あしやに「町の臨時職員を募集します」ということで、学童クラブ指導員・補助員を募集しています。これは、募集人員は 1 名ですが、これは勤務時間もいろいろな体系のなかであって出ていますが、これが時給が一応 800 円ということになっております。福岡県の最低賃金が 712 円ということで、最低賃金は上回っていますが、一カ月まるまる、全部働いたとしても 10 万にならないような状況です。やはりそういった中で、研修なんかも出るんですので、やはりこの研修については時間外手当で補償するとか、そういったところも必要ですし、また時給についても、やっぱり働いている実態、先ほど言いましたような、やっぱり専門性が持たれていますので、そういったのにふさわしい処遇に引き上げることが必要だということに思います。

それで、今度の子ども・子育て支援法の附則の中では、学童指導員の処遇の改善を図る所要の措置を講じることとなっておって、開所時間を延長することによって、常勤の指導者が必要になってくることから、6 時 30 分以降も開設している学童保育については、指導員の処遇改善のための補助金を出すことが決まっております。一施設に 156 万円の追加補助を出すということになっています。指導員の賃金増など処遇の改善のためだけに使うものでこの使い方は運営主体に任せるということになっております。こういった補助金を活用して指導員の改善を図っていくことが必要だと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長

○健康・こども課長 木本 拓也君

現状、学童保育の開設時間は午後 6 時までというふうになっております。今、川上議員がご指摘いただいた内容につきましては、18 時 30 分以降開設している学童クラブに対しての補助でございますので、現状芦屋町は適応されないものと認識しておりますが、今後いろいろな保護者の方だとか、保育ニーズの問題等ございます。「小 1 の壁」だとか、「小 4 の壁」というものもございますので、そういった問題を踏まえながら、各方面の方からのご意見いただいて、必要ということになれば、所要の対策をとっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

平成 26 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

芦屋町は 6 時までということですが、保育ニーズとしては、やはり共働き家庭もふえていって、延長した学童クラブの必要性というのも出てくると思いますので、まあそういった点も踏まえて運営してください。今後の指導員の資質向上、待遇改善が求められることを求めてこの質問を終わります。

次に、学校教室のエアコン設置について伺います。この間自衛隊機の航空機着騒音により児童・生徒の学習環境を整えるために、学校教室にエアコン設置を求める一般質問を数回行ってきました。しかし、芦屋町では山鹿小学校のプレハブ校舎を除いて実現できていません。芦屋町の児童・生徒は自衛隊機の騒音被害と同時に温暖化による夏期の教室の過酷な暑さの影響も受けています。

猛暑の中の教室は 30 度を超え、屋上に近い教室では 35 度を超える劣悪な学習環境になっています。さらに 2010 年からは、中国からの PM2.5 の飛来が急激に拡大し、人々を不安にしています。特に幼い子供を持つ親にとっては深刻な問題です。3 月 28 日の福岡県議会では PM2.5 による大気汚染に関わる総合的な対策の推進を求める意見書を可決し、対策の強化を求めています。現在の中国の社会状況を見ると、PM2.5 問題が急速に改善され、日本への越境汚染が改善されることはあまり期待できません。私たちは可能な限りの予防策を講じなければなりません。自衛隊機騒音、猛暑、そして PM2.5 被害の対策を行い、学習環境を整えるために、エアコンの設置が急務となっていると考えます。そこで、次の点を伺います。

1 点目に PM2.5 の生徒や児童への健康影響について、どう考えているかを伺います。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

PM2.5 は、髪の毛の太さの 30 分の 1 と非常に小さいことから、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎など呼吸器系疾患への影響などが懸念されています。PM2.5 の環境基準人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、1 年平均値が 1 立方メートル当たり 15 マイクログラム以下であり、かつ、1 日平均値が 1 立方メートル当たり 35 マイクログラム以下であると定められており、環境省が平成 25 年 2 月に設置した PM2.5 に関する専門家会合では、健康影響が出現する可能性が高くなると予測される濃度水準として、注意喚起のための暫定的な指針となる値を 1 日平均値 1 立方メートル当たり 70 マイクログラムと定めています。この暫定的な指針となる値については、今後新たな知見やデータの蓄積等を踏まえ、必要に応じて見直しをするとされています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

健康被害は相当あるということで、特に呼吸器、循環器、アレルギー、心臓病、皮膚疾患、肺がん、そしてまた死亡率を高めるという本当に最悪なものというふうになっております。それでは、このPM2.5の対策として、PM2.5汚染が高濃度になった場合の留意事項はどのようなものがありますか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本正美君

暫定的な指針となる値である70マイクログラムを超えた場合は、吸入を減らすため、屋外での長時間の激しい運動や外出を減らすことは有効です。また、屋内においても換気や窓の開閉を必要最小限にすることにより、外気の侵入を少なくする必要があります。

アメリカ合衆国のある指数を参考にすれば、暫定的な指針となる値を大きく超える場合1立方メートル当たり1日平均値140～150マイクログラムは、全ての人は長時間の激しい運動や屋外活動を中止すべきというアドバイスがされています。なお、参考までに、PM2.5の濃度は、季節によって違い、例年3月から5月にかけて上昇する傾向があり、夏から秋にかけての濃度は、比較的安定しているようです。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

まあいろいろ留意点がある、外出するしなとか、マスクをするとか、こまめに掃除をするとかね、いろいろあります。ただ、やっぱり一番効果的なのはやはり、窓を閉めてですね、外気を入れないということ、先ほど課長も答弁しましたが、この窓を閉めることによって外気の5割程度を遮断することができるということになっております。それで、私はですね、この「PM2.5の問題で危惧される健康への影響」というこういった本も読んで、ちょっと勉強させてもらったんですけど、この中に確かにそのPM2.5の問題もあるんですけど、もうひとつの大気汚染物質という問題で、黄砂の問題も取り上げられています。

これを読みますと、「黄砂は中国やモンゴルの砂漠地帯から飛んでくる非常に小さな土壌由来の粒子です。黄砂は土壌鉱物質を主成分とし、大きさは1から10マイクロメートル位で、その表面には細菌やカビがたくさん付着しています。この黄砂の細菌やカビは呼吸器疾患や感染、心臓や脳の循環器疾患などを起こすとされています。具体的には、気管支炎、気管支炎喘息、ア

平成 26 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

アレルギー性鼻炎、心臓病や脳卒中などの増悪化やそれらによる、入院や死亡率の上昇です。またニッケルもかなり含まれており、それによる肌アレルギーが起こることも知られています。この黄砂は中国国内の自動車や東部工業地帯で排出されるPM2.5と反応して、より毒性の強い粒子となって飛来していることも金沢大学薬学部の早川和一教授らの研究で分かっています。ニトロアレンと呼ばれる物質ができ、発がん性が強く、環境ホルモン作用、アレルギー作用なども強いことが知られています。」ということでこのPM2.5と黄砂によってさらに悪い物質が生まれてきています。

5月の28日には、北九州市でも黄砂が飛来しましたが、このときは、PM2.5が50マイクロメートル、そして気温が31度という状況で、こういった点で一番最大の対策は窓を閉めるということになりますが、この気温の中で窓を閉めれば、室内はどうかということは見えています。それで6月2日の西日本新聞では、熱中症で県内21人が緊急搬送ということで、学校関係では、うきは市の中学校でブラスバンド部員が5人が教室で不調を訴える。福岡市城南区、児童14人が熱中症で搬送ということもありますし、また、城南区の教育委員会によりますと6校で児童13人が体調不良を訴えて保健室に行くというようにね、やはり先ほど言ったように、あの熱中症の関係でも相当やっぱり暑くなって、早い時期から被害が出ています。

また課長が言われたように、確かにPM2.5は春場は多く、夏場が少ないというんですけど、でも最近は、やはりPM2.5も黄砂も夏場にも飛来するということが多くなってきております。そういった点で、エアコンの設置が私は必要だというように感じますが、県内のエアコンの設置状況はどのようになっているのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本正美君

文部科学省が行った空調（冷房）設備設置状況の調査結果、平成26年4月1日時点ですが、福岡県の公立小中学校の設置率は、普通教室と特別教室（理科室など）を合わせて、22.6%となっています。

また、郡内の状況については、水巻町が26年度から28年度に全小中学校に整備をする予定で、遠賀町、岡垣町については現在未定でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今度、大都市圏では福岡市が、全市立小学校および、中学校の普通教室にエアコンを設置する

平成 26 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

ことを決めています。この福岡市のエアコン設置については、新聞のほうで見ますとやっぱり、健康への影響が懸念される超微粒子状物質 PM2.5 対策のためということで設置するという事になっていきますし、また近隣では中間市が 2014 年度より実施することも決めて、水巻町、中間市もこうやって、やっている。それとまた、福岡市の他は、那珂川町、行橋市、苅田町それから筑紫野市、筑後市、小竹町こういったところがエアコンの導入をやっているわけですけど、こういった点では自衛隊機騒音を抱える芦屋町がなぜやらないかというところが不思議ですし、北九州市は全体にはやっていませんけど、自衛隊機騒音の関連ではその対象区域にはエアコン化をやっております。

それと、特筆すべきは、那珂川町は、262 教室に対してエアコン設置と太陽光発電を据えてやっております。これは、夏場の設定温度を 28 度としてやっております。これによって、その電力需要についてかなりの成果が出ています。もともとやっぱりエアコン設置することによって電気代が上がるんじゃないかということが言われていますけど、那珂川町の電気代を比較しますと、平成 24 年の 7 月が 317 万 2 千円に対して、平成 25 年は 374 万 3 千円ということで、60 万程度のオーバーしかなっていないので、まあ小学校によってはですね、減っているところもあるという状況です。それとまた、余った電気の売電、再生化エネルギーの売電売り上げ、こういった部分も出ているという状況にあります。ただしやっぱり初期の設備投資にはそうとうお金もかかりますが、これも国の補助が二分の一とかそういった部分があるので、そういったものを活用することによってから設置できているということです。

私もまたよくですね、現地にも行って、聞き取りもしていませんが、そういった状況になっているんで、ぜひこういったものも調べながら、芦屋町についてもエアコンを導入していくことが必要じゃないかと思いますが、その点最後の教室へのエアコンの設置に対する考え方を伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

子供の健康問題から入られましてですね、エアコン問題、あの川上議員、エアコン問題、確か 3 度目か 4 度目だと思うわけですが。従来の考えというのは、やはりわれわれ世代を思ったときに、昔はああった、こうだったということがまず基本になって、子供達の教育上の問題から入ってですね。暑いのはあたりまえ、それを耐える、耐えさせるのも教育ということのなかで、エアコンの設置というのがずっと先送りされたというふうに私は思っておるわけですが。

いまやはり、川上議員がいわれましたように、時代の流れとともに、やはり急激な環境汚染というか、ほとんど中国なんですけど、中国が砂漠化しております、黄砂が年々ふえている。それ

平成 26 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

といわゆる PM2.5 の問題ということで、子供たちでなくわれら住民、国民に対してもそういうようないわゆる健康被害というものが出ておるわけでございます。

今年は間に合いませんでしたので、夏の期間中、リースで、各教室に扇風機を 2 台ずつつけて、そして製氷機を各学校に設置するようにしております。これはリースでございます。夏の間ですね。来年どうするかということでございます。今言われましたように、これは別の方角から考えてみましても、芦屋町定住化政策もやっております。やはりスローガンは日本一の教育の町を目指そうというスローガンを掲げさせていただいております。その中にありましてですね、教育環境というものをしっかり整えなければならないと考えておるわけでございます。来年に向けまして、そのことをよく内部で検討して、実施に行くような形でやって行きたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

ただいま町長がああいうふうに答弁していただいて、大変ありがたいと私たちも思っております。今年の様子を見るって、暑さは大変でございますので、町長もおっしゃいましたように扇風機をリースでお借りして、そして製氷機をつけて、熱中症対策には万全をきしたいというふうに思っております。そうは言いながら、一方ではその環境問題、電力問題、電力消費の問題、これは地球規模の問題です。そちらのことと、教育環境を整えた中で、子供たちにいい教育をさせてあげたいと、非常に悩ましいことでございますけれども、町長もあのようにおっしゃっていただきました。ぜひ、そういう意味で検討させていただきますというふうに思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

中間市もですね、当初は扇風機で対応ということから、扇風機の導入を決めていたそうですが、やはりこの状況の中になっていったんじゃ、やっぱり扇風機だけじゃ無理だろうということで、エアコンということになったそうです。芦屋町も、本当に教育日本一を目指すなら、やはり教育環境を十分に整えることを本当に積極的に行うことを望みまして、私の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。